令和5年度における「自ら評価」案件候補の公募 (ウェブサイトによる公募) について

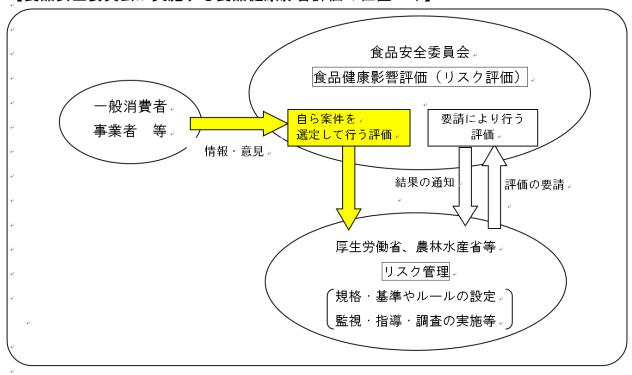
令和5年7月3日 内閣府食品安全委員会事務局

1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省等)からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の2つがあります(食品安全基本法第23条第1項第2号)。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称しています。

【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



|2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について |

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード(危害要因)の特定、②ハザードの特性評

価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれデータが必要であり、「自ら評価」の実施に当たっても、対象となる案件に関する科学的知見の充足が不可欠です。

なお、企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定に当たっては、以下のとおり「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされています。

〇企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定 の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、<u>国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高い</u>と考えられるものを食品健康影響評価対象候補(以下「案件候補」という。)として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、<u>国民の評価ニーズ</u>、<u>科学的知見の充足状況</u>にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1)<u>健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康</u> 影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2)<u>健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、</u> これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断 されること。

なお、以下に例示するものについては、食品健康影響評価(食品安全委員会による食品のリスク評価)の趣旨に照らし「自ら評価」の対象にはならないものと考えられます。

- ・現在評価中又は評価済みのもの
- ・食品の問題ではないもの
- ・<u>リスク管理の問題であるもの(表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に</u>関するもの)

前年度の「自ら評価」案件候補の審議結果の概要は次項のとおりです。

令和4年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について(概要)

- ○案件候補については、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて9件(重複があるため案件としては7件)の提案が寄せられ、第37回企画等専門調査会(令和4年11月4日)で審議した結果、下記4件に絞り込まれた。
- ○第38回企画等専門調査会(令和5年1月26日)における審議結果は次のとおり。

	案件候補	審議結果	審議の内容
	有機フッ素化合物	評価案件候補とす	厚生労働省、環境省が水質の目標値等
	(PFOA・PFOS)に関する	る。	の検討を開始したことから両省に科学的
1	食品健康影響評価		な助言を行っていくべき。
	真空パック詰食品(容器	ファクトシートを	最近の真空パック詰食品による食中毒
2	包装詰低酸性食品)のボ	更新する。	事例を追加して、食品安全委員会のファ
	ツリヌス菌による食中		クトシートを更新すべき。
	毒のリスク評価につい		
	て		
3	クロノバクター・サカ	乳児用調製粉乳の	食品安全委員会は、乳児用調製粉乳の
	ザキのリスク評価につ	適切な調乳と消費	適切な調乳と消費の方法について、引き
	いて	の方法について情	続き、国民一般に向けてわかりやすい情
		報発信を行う。	報を発信すべき。
	寄生虫性食中毒(粘液	食中毒の予防啓発	食中毒の予防三原則を徹底することに
	胞子虫) における2次	のための情報発信	より、細菌性食中毒等を含めた予防啓発
4	汚染の可能性	を行う。	を引き続き行っていくことが重要。

○食品安全委員会(第887回会合:令和5年1月31日)において企画等専門調査会から報告を受け、審議した結果、「有機フッ素化合物」を「自ら評価」の案件として決定し、新たなワーキンググループの設置について検討することとなった。

なお、上記のとおり、「自ら評価」案件候補については、現時点で入手できる科学的知見により、食品安全委員会がリスク評価を行う対象となる案件を選定するものであり、研究 や調査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではありません。

また、食品安全委員会では、「ファクトシート」(科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理)、「Q&A」(国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供)、「食品安全関係情報」(食品安全に関する海外の最新情報)を作成・公表しており、食品健康影響評価の対象とはならない食品安全上の問題に関しても、これらを随時更新し、情報発信しているところです。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を御覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項:

案件候補名(ハザード名)、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、 氏名(法人の場合は法人名・部署名等) 等

(2) 宛先:

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内 「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

(3)締め切り:

令和5年7月31日(月)(必着)

〇別添資料:

• 提案要領

○参考資料:

・これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 門脇・山川

TEL: 03-6234-1125

「自ら評価」の提案要領

提案方法

電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、 提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

【記入事項】

- 1. 案件候補名 (ハザード名) (※必須)
- 2. 案件候補とする理由(※必須)
- 3. 案件候補とする情報等(※必須)
 - ・科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示している と考えられる情報を記入ください(論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び 号数等)。
 - ・口コミや噂など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議ができないため、審議の対象とならない場合があります。
- 4. 氏名(法人の場合は法人名・部署名)(※必須)
- 5. 職業(個人の場合のみ)
- 6. 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)(※必須)
- ※上記の記載がない提案ついては審議の対象とならない場合がありますので予め了承ください。
- ※ご提案の参考として、これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況に関する資料を添付いたします。

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内 「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

- 電子メールの場合:食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。 https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1406.html
- ファクシミリの場合:03-3584-7392
- 郵送の場合:〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

<u>なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の案件候補の募集」</u> <u>としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただき</u> ますよう、お願いいたします。

【締め切り】

令和5年7月31日(月)(必着)

【提出上の注意】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限ります。
- 〇 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して ください。なお、これらは、応募内容について当方からお問合せをさせていただく場合 のためにお尋ねしております。
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、 特殊文字は使用しないでください。

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局

情報・勧告広報課 門脇・山川

TEL: 03-6234-1125